

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則

平成22年9月17日

宮城県公安委員会規則第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則を次のように定める。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不許可の通知)

第2条 施行規則第11条の通知は、不許可通知書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 施行規則第79条の通知は、不許可通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

(相続等の承認等に関する通知)

第3条 施行規則第16条第1項の通知は承認（相続・合併・分割）通知書（別記様式第3号）により、同条第2項の通知は不承認（相続・合併・分割）通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

2 施行規則第84条の通知は、承認（相続・合併・分割）通知書（別記様式第5号）又は不承認（相続・合併・分割）通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

(許可取消しの通知)

第4条 法第8条の規定による許可の取消しは、営業許可取消通知書（別記様式第7号）を交付して行うものとする。

2 法第31条の23において準用する法第8条の規定による許可の取消しは、営業許可取消通知書（別記様式第8号）を交付して行うものとする。

(変更の承認等に関する通知)

第5条 施行規則第22条の通知は、承認（構造・設備・遊技機）通知書（別記様式第9号）又は不承認（構造・設備・遊技機）通知書（別記様式第10号）により行うものとする。

2 施行規則第90条の通知は、承認（構造・設備）通知書（別記様式第11号）又は不承認（構造・設備）通知書（別記様式第12号）により行うものとする。

(特例風俗営業者等の不認定等の通知)

第6条 施行規則第26条第3項の通知は、不認定通知書（別記様式第13号）により行うものとする。

2 法第10条の2第6項の規定による認定の取消しは、特例風俗営業者認定取消通知書（別記様式第14号）を交付して行うものとする。

3 施行規則第94条第3項の通知は、不認定通知書（別記様式第15号）により行うものとする。

4 法第31条の23において準用する法第10条の2第6項の規定による認定の取消しは、特例特定遊興飲食店営業者認定取消通知書（別記様式第16号）を交付して行うものとする。

（管理者の解任の勧告）

第7条 法第24条第5項の規定による営業所の管理者の解任勧告は、風俗営業管理者解任勧告書（別記様式第17号）を交付して行うものとする。

2 法第31条の23において準用する法第24条第5項の規定による営業所の管理者の解任勧告は、特定遊興飲食店営業管理者解任勧告書（別記様式第18号）を交付して行うものとする。

（指示）

第8条 法第25条の規定による風俗営業に関する指示、法第29条の規定による店舗型性風俗特殊営業に関する指示、法第31条の4第1項又は第31条の6第2項第1号の規定による無店舗型性風俗特殊営業に関する指示、法第31条の9第1項又は第31条の11第2項第1号の規定による映像送信型性風俗特殊営業に関する指示、法第31条の14の規定による店舗型電話異性紹介営業に関する指示、法第31条の19第1項又は第31条の21第2項第1号の規定による無店舗型電話異性紹介営業に関する指示、法第31条の24の規定による特定遊興飲食店営業に関する指示、法第34条第1項の規定による飲食店営業に関する指示及び法第35条の4第1項又は同条第4項第1号の規定による接客業務受託営業に関する指示は、指示書（別記様式第19号）を交付して行うものとする。

（営業の停止等の通知）

第9条 法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消しを命ずるときは営業許可取消通知書（別記様式第7号）を、風俗営業の停止を命ずるときは営業停止命令書（別記様式第20号）を交付して行うものとする。

2 法第26条第2項の規定による飲食店営業の停止を命ずるときは、飲食店営業停止命令書（別記様式第21号）を交付して行うものとする。

3 法第30条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業の停止、法第30条第3項の規定による浴場業営業、興行場営業、旅館業又は住宅宿泊事業の停止、法第31条の5第1項又は第31条の6第2項第2号の規定による無店舗型性風俗特殊営業の停止、法第31条の15第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業の停止、法第31条の20又は第31条の21第2項第2号の規定による無店舗型電話異性紹介営業の停止、法第34条第2項の規定による飲食店営業の停止、法第35条の規定による興行場営業の停止、法第35条の2の規定による特定性風俗物品販売等営業の停止及び法第35条の4第2項又は同条第4項第2号の規定による接客業務受託営業の停止を命ずるときは、営業停止命令書を交付して行うものとする。

4 法第30条第2項の規定による店舗型性風俗特殊営業の廃止、法第31条の5第

2 項又は第 3 1 条の 6 第 2 項第 3 号の規定による受付所営業の廃止及び法第 3 1 条の 1 5 第 2 項の規定による店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずるときは、営業廃止命令書（別記様式第 2 2 号）を交付して行うものとする。

5 法第 3 1 条の 2 5 第 1 項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消しを命ずるときは営業許可取消通知書（別記様式第 8 号）を、特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは営業停止命令書を交付して行うものとする。

6 法第 3 1 条の 2 5 第 2 項の規定による飲食店営業の停止を命ずるときは、飲食店営業停止命令書を交付して行うものとする。

（公示送達による取消し）

第 1 0 条 第 4 条並びに第 9 条第 1 項及び第 5 項の規定による取消しの通知を行う場合において、当該風俗営業者又は当該特定遊興飲食店営業者の所在を知ることができず、営業許可取消通知書を交付することができないときは、公示送達により行うものとする。

2 前項の公示送達は、公安委員会が、当該通知書を保管し、いつでも当該風俗営業者又は当該特定遊興飲食店営業者に交付する旨を公安委員会の掲示板に掲示し、かつ、宮城県公報（宮城県公報発行規則（昭和 3 1 年宮城県規則第 6 7 号）第 1 条に規定する宮城県公報をいう。以下同じ。）に登載して行うものとする。

3 第 1 項の公示送達は、公安委員会の掲示板に掲示した日から 2 週間を経過したときに、当該風俗営業者又は当該特定遊興飲食店営業者に対し当該通知書を交付したものとみなす。

（報告等の要求）

第 1 1 条 法第 3 7 条第 1 項の規定による報告又は資料の提出の要求は、報告（資料提出）要求書（別記様式第 2 3 号）を交付して行うものとする。

（医師の指定）

第 1 2 条 法第 4 1 条の 2 に規定する医師は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 1 8 条第 1 項の規定による精神保健指定医のうちから指定するものとする。

2 前項の医師を指定したときは、宮城県公報に公示するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部改正）

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和 6 0 年宮城県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。〔次のよう略〕

附 則（平成 2 8 年 3 月 3 1 日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の施行の日（平成 2 8 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（平成２８年４月２２日公安委員会規則第６号）

この規則は、平成２８年６月２３日から施行する。

附 則（平成２８年１０月１４日公安委員会規則第１４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成３０年５月２２日公安委員会規則第７号）

この規則は、住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）の施行の日（平成３０年６月１５日）から施行する。

附 則（令和元年９月２７日公安委員会規則第１０号）

（施行期日）

１ この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２ この規則による改正前の宮城県警察国有物品管理規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、宮城県公安委員会審査請求手続規則、質屋営業法施行細則、古物営業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則、警備業法施行細則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則、迷惑行為防止条例施行規則及び宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

第 号

不 許 可 通 知 書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった風俗営業の許可については、
下記の理由によりこれを許可しないので通知する。

記

許可しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

不 許 可 通 知 書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった特定遊興飲食店営業の許可については、下記の理由によりこれを許可しないので通知する。

記

許可しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

承認（相続・合併・分割）通知書

営業所の名称

営業所の所在地

年 月 日付けで申請のあった相続・合併・分割による風俗営業者の地位の承継については、下記のとおりこれを承認するので通知する。

記

承認事項

許可者

承継者

上記風俗営業許可に係る相続・合併・分割を承認する。

年 月 日

宮城県公安委員会 印

第 号

不承認（相続・合併・分割）通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった風俗営業の相続・合併・分割
については、下記のとおりこれを承認しないので通知する。

記

承認しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

承認（相続・合併・分割）通知書

営業所の名称

営業所の所在地

年 月 日付けで申請のあった相続・合併・分割による
特定遊興飲食店営業者の地位の承継については、下記のとおりこれを承認
するので通知する。

記

承認事項

許可者

承継者

上記特定遊興飲食店営業許可に係る相続・合併・分割を承認する。

年 月 日

宮城県公安委員会 印

第 号

不承認（相続・合併・分割）通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった特定遊興飲食店営業の
相続・合併・分割については、下記のとおりこれを承認しないので通知する。

記

承認しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第7号（第4条、第9条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

営 業 許 可 取 消 通 知 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第 条第 項の規定により、下記のとおり風俗営業の許可を取り消すので通知する。

記

営 業 所 の 名 称	
営業所の所在地	
営 業 の 種 別	法第2条第1項第 号（ ）
取 消 し の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第 8 号（第 4 条、第 9 条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

営 業 許 可 取 消 通 知 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）
第 条 の規定により、
下記のとおり特定遊興飲食店営業の許可を取り消すので通知する。

記

営 業 所 の 名 称	
営業所の所在地	
取 消 し の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

承認（構造・設備・遊技機）通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった風俗営業の営業所の構造・設備・遊技機の変更については、下記のとおりこれを承認するので通知する。

記

承認事項

年 月 日

宮城県公安委員会 印

第 号

不承認（構造・設備・遊技機）通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった風俗営業の営業所の構造・設備・遊技機の変更については、下記のとおりこれを承認しないので通知する。

記

承認しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

承認（構造・設備）通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった特定遊興飲食店営業の営業所の構造・設備の変更については、下記のとおりこれを承認するので通知する。

記

承認事項

年 月 日

宮城県公安委員会 印

第 号

不承認（構造・設備）通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった特定遊興飲食店営業の営業所の構造・設備の変更については、下記のとおりこれを承認しないので通知する。

記

承認しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

不 認 定 通 知 書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった特例風俗営業者の認定については、下記のとおりこれを認定しないので通知する。

記

認定しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第 1 4 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

特例風俗営業者認定取消通知書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号。以下「法」という。）第 1 0 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり特例風俗営業者の認定を取り消すので通知する。

記

営 業 所 の 名 称	
営 業 所 の 所 在 地	
営 業 の 種 別	法第 2 条第 1 項第 号（ ）
認 定 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
取 消 し の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

不 認 定 通 知 書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった特例特定遊興飲食店営業者の
認定については、下記のとおりこれを認定しないので通知する。

記

認定しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第 16 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

特例特定遊興飲食店営業者認定取消通知書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 31 条の 23 において準用する法第 10 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり特例特定遊興飲食店営業者の認定を取り消すので通知する。

記

営 業 所 の 名 称	
営 業 所 の 所 在 地	
認 定 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
取消しの理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

風俗営業管理者解任勧告書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 条第 項の規定により、下記のとおり管理者の解任を勧告する。

記

解任を勧告する管理者	住 所	
	氏 名 生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
上記管理者が稼働する営業所	名 称	
	所 在 地	
	営 業 種 別	法第 2 条第 1 項第 号（ ）営業
解 任 勧 告 の 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

特定遊興飲食店営業管理者解任勧告書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 31 条の 23 において準用する法第 24 条第 5 項の規定により、下記のとおり管理者の解任を勧告する。

記

解任を勧告する管理者	住 所	
	氏 名 生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
上記管理者が稼働する営業所	名 称	
	所 在 地	
解 任 勧 告 の 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

第 号
年 月 日

営業所名称
殿

宮城県公安委員会 印

指 示 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 条 第 項の規定により下記のとおり指示する。
記

指示の理由	
指示の内容	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第20号（第9条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

営 業 停 止 命 令 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第 条 第 項の規定により、下記のとおり営業の停止を命ずる。

記

営 業 所 の 名 称 又 は 呼 称	
営 業 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	
営 業 停 止 期 間	
命 令 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第 2 1 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

飲 食 店 営 業 停 止 命 令 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 条 第 項の規定により、下記のとおり飲食店営業の停止を命ずる。

記

営業所の名称	
営 業 所 の 所 在 地	
営業停止期間	
命 令 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第 2 2 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

営 業 廃 止 命 令 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2
2 号）第 条 第 項の規定により、下記のとおり営業の廃止を命ずる。
記

営業所の名称 又は呼称	
営業所又は受 付所の所在地	
命令の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

報告（資料提出）要求書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号。以下「法」という。）第 3 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告（資料の提出）を求めます。

記

営（ 事 業務 所 所）	所 在 地	
	営 業 種 別	法第 2 条第 項第 号の営業（ ）
	名称、氏名	
報告（資料の提出） を 求 め る 事 項		
理 由		
報告又は資料の 提 出 場 所		
提 出 期 限		年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。